

あいちカーボンリサイクル推進協議会規約

（目 的）

第1 工場等から排出される二酸化炭素と、廃棄物から抽出されるカルシウム成分とを反応させ炭酸カルシウムとし、コンクリート固定化する技術を用いて、地域内におけるカーボンリサイクルサプライチェーンを構築するため、「あいちカーボンリサイクル推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2 協議会は、カーボンリサイクルサプライチェーンの構築に関するスキーム検討、実現可能性調査、ビジョン策定、関連制度への対応、その他協議会の目的を達成するために必要な事項を協議する。

（構成員等）

第3 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。また、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

2 協議会の構成員は、新たに構成員とすることが適当であるものを推薦することができる。

3 前項の推薦があった場合、協議会の全構成員の同意により構成員とすることができる。

（座 長）

第4 協議会には座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長は座長代行を指名し、その運営をさせることができる。

（会 議）

第5 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるとき、構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）以外のものを協議会に出席させることができる。

3 座長は、特定の事項について、具体的な検討作業を行うため、協議会の下でワーキンググループを開催することができる。

4 協議会の会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成員等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

（秘密保持）

第6 構成員等は、協議会において知り得た活動内容を、他の構成員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

（庶 務）

第7 協議会の庶務は、愛知県環境局地球温暖化対策課において処理する。

（その他）

第8 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2024年9月18日から施行する。

この規約は、2025年3月28日から施行する。

この規約は、2025年9月8日から施行する。

(別表)

あいちカーボンリサイクル推進協議会構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	名古屋大学大学院 工学研究科 小林敬幸 准教授	座長
企業等※2	株式会社アイシン	アイデア 提案企業※1
	大成建設株式会社	
	東邦ガス株式会社	
	愛知製鋼株式会社	
	旭メタルズ株式会社	
	石塚硝子株式会社	
	上田石灰製造株式会社	
	ウェルネオシュガー株式会社	
	一般社団法人カーボンリサイクルファンド	
	加山興業株式会社	
	刈谷知立環境組合	
	川崎重工業株式会社	
	協和コンクリート工業株式会社	
	ケイコン株式会社	
	近藤商事土木株式会社	
	有限会社坂本石灰工業所	
	桜コンクリート株式会社	
	株式会社ジェイテクト	
	CKD 株式会社	
	大王製紙株式会社	
	太平産業株式会社	
	大有コンクリート工業株式会社	
	千葉窯業株式会社	

区分	構成員	備考
企業等※2	株式会社東海理化	
	TOYOTIRE 株式会社	
	東レ株式会社	
	特種東海製紙株式会社	
	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	
	株式会社豊田自動織機	
	株式会社鳥居セメント工業	
	名古屋高速道路公社	
	株式会社ナルックス	
	鳴海製陶株式会社	
	ニチアス株式会社	
	日本特殊陶業株式会社	
	丸栄コンクリート工業株式会社	
	三菱化工機株式会社	
	株式会社八洲	
行政機関	中部経済産業局	
	環境省中部地方環境事務所	
	江南市都市整備部都市整備課	
	大府市市民協働部環境課	
	東浦町地域創造部環境課	
	愛知県建設局土木部建設企画課	
	愛知県環境局資源循環推進課	
	愛知県環境局地球温暖化対策課	事務局

※1 「あいちカーボンニュートラル戦略会議」に脱炭素プロジェクトのアイデア提案を行った企業

※2 企業等はアイデア提案企業、その他で五十音順

※3 上記構成員に加え、オブザーバー参加あり